

主婦にも休業損害は認められる 家事を分担している場合は減額も

Q 先日交通事故に遭い、けがをしました。専業主婦なので収入の損失はないのですが、通院などのため家事ができなくなったことについて、相手方に損害を請求することはできないのでしょうか。

弁護士 Q&A

A 交通事故などでけがをし、入院のために仕事を休まざるを得ないという場合、決まった勤め先があれば休まざるを得なかったことで失った収入の補償（休業損害）を相手方に請求することができます。

では主婦（夫）の場合はどうでしょう。最高裁は受傷のため家事労働に従事できなかった期間につき、主婦（夫）にも休業損害を認めると判断しました。金額については女性労働者の全年齢平均賃金額（現在は約346万円）を基礎とするとしたのです。つまり、主婦（夫）は年収を約346万円と考え、それに応じた休業損害の請求を認めました。なお、兼業主婦（夫）の場合は、実際の収入額と女性労働者の全年齢

平均賃金額のいずれか多い方を基礎として計算することになります。

ただし、休業損害はあくまで家事労働ができなかった期間に限るので、入院した場合、家事労働は100%不可能だったといえますが、通院では何割かは可能だったと判断され減額されることもあります。また、家事を家族で分担している場合はその分、減額される可能性が高いでしょう。

強制保険である自賠責保険では、主婦（夫）の休業損害は日額5700円と決まっており、一般的に加入されている任意保険でも同額の5700円と算出されることが多いようですが、その額が妥当かどうかは慎重に判断する必要があります。

Q&A 回答

にしがわ総合法律事務所

杉山 雄一 先生

Profile

1980年生まれ。早稲田大学法学部卒業。2007年弁護士登録。2011年4月、岡山駅前に「にしがわ総合法律事務所」を開設。
「交通事故、債務整理の相談は無料となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。詳しくはホームページをご覧ください」



岡山市北区本町3-13
イトーピア岡山本町ビル9階
TEL.086-201-7830
<http://www.okayama-bengoshi.com/>